

議案第106号

幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例

幕別町忠類へき地保育所条例（平成17年条例第71号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のとおり改める。

（保育時間及び休日）

第3条 忠類へき地保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に保育時間及び休日を変更することができる。

(1) 保育時間 午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 休日

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月31日及び1月2日から5日まで

別表中 「

14,000円	12,000円
---------	---------

」を「

16,000円	14,000円
---------	---------

」に改める。

別表備考5の表第7階層の項中「7,000円」を「8,000円」に、「6,000円」を「7,000円」に改め、同表備考6中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。